

み春野自治会 会則

会則

(平成29年5月12日改定)

第1章 総則

(名称及び事務所)

- 第1条 本自治会は、み春野自治会（以下「本会」という。）と称する。
- 2 本会の区域は別表1に記載の千葉市花見川区み春野1丁目1-1から3丁目16-17までの区域（以下「本区域」という。）とする。
- 3 事務所は千葉市花見川区み春野2丁目15-4の自治会集会所に置くものとする。

(目的)

- 第2条 本会は、本区域の居住者相互の親睦及び居住者の良好な生活環境の維持管理に努め、住みよい街づくりに寄与することを目的とする。

(活動内容)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
- (1) 相互の親睦並びに福利、厚生等の向上を図るための活動。
- (2) 集会所の所有運営管理、及び（住宅地）銘板・防犯灯の所有維持管理、生垣の整備、及び、ゴミ置場の所有及び清掃等維持管理、等、の良好な生活環境の維持改善に関する活動。
但し防犯灯のうち平成29年3月に千葉市に移管された228基については電気代の負担のみを行う。
- (3) 防犯、防災、交通安全等に関する活動。
- (4) 市の街づくり、その他の行事に対する協力。
- (5) その他本会の目的達成のため、必要な活動。

第2章 会員

(会員)

- 第4条 本会の会員は、第1条2項に住所を有する個人は、すべて自治会の会員になることができる。
- 2 本会は正当な理由がない限り区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 3 本区域内に居住しないが、本区域内に戸建住宅、店舗併用住宅、店舗、事務所等の賃貸に供する建築物を所有する者は、総会で表決権を有しない賛助会員とみなす。
- 4 本区域内に存する法人又は店舗及び役員会で特に認めた者は、賛助会員とみなすことが出来る。
- 5 会員が本区域内に所有する戸建住宅を他に貸与する場合は、会員としての責務を所有者が負うものとする。なお、貸与を受けてそこに居住する個人又は団体がその責務を肩代わりする場合はその限りではない。

(会費)

- 第5条 会員は、第3条に定める活動を行うために、会費及び加入金を別紙に定めるところにより本会に納入するものとする。
- 2 本会を退会した者は、既に納入した会費及び加入金の返還を請求することが出来ないものとし、本会の資産についても一切の権利を失うものとする。
- 3 第4条(会員)・第19条(議決権)の定めにかかわらず会費は世帯毎とすることが出来るものとし、金額その他については毎年度の通常総会にて決定する。
- 4 上記会費を第3条に定める活動内容、及び、集会所・（住宅地）銘板・防犯灯・ゴミ置場の運営維持管理に関する費用の一部に充当する。
- 5 会費は原則として4月から9月までの6ヶ月分を5月末までに、10月から翌年の3月までの6ヶ月分を10月末までに納入することとする。なお、途中入会者は入会の翌月から残りの月数分を入会の翌月末までに納入することとする。

(入会、休会及び再会)

- 第6条 第1条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、会長に届け出なければならない。
- 2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 3 会員は次に該当する場合に「休会届」の提出をもって休会とすることが出来る。
会員及び家族を含む同居者の実質上の生活拠点が第1条に定める地区から他所に一時的に移る場合で将来同地区に戻ってくることが明らかで、その期間が3ヶ月を超える場合。
- 4 前号で予め転居時期が分かっている場合で事前に休会届の提出があった場合には、第5条5号に定める会費は転出する翌月以降について支払いを免ぜられる。
- 5 1号にて休会届を提出した会員または家族等が、再度第1条に定める地区に生活拠点を戻された場合には「再会届」の提出をもって自治会に復帰加入する。この場合再入居した翌月から会費を納入するものとする。

(退会)

- 第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。
- (1) 第1条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より退会届が会長に提出された場合

み春野自治会 会則

会則

(平成29年5月12日改定)

第3章 役員

第8条 本会には、15～20名程度の役員を置くものとし、その分担及び人員は、次の通りとする。

会長 1名
副会長 1名以上
その他の役員（会計・総務・事業担当等） 若干名
監事 1名以上

（役員の選任）

第9条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 役員候補は立候補を基本とするが、立候補者が定数に満たなかった場合は、別に定める「み春野自治会役員候補者選出規約」に基づいて候補者を選出する。
- 3 監事は、会長・副会長・その他の役員と、相互に兼ねることは出来ない。

（役員の職務）

第10条 会長は、本会を代表し、総会及び役員会の決議に基づいて業務を執行し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故または欠けたとき、その職務を代行する。
- 3 その他の役員は、前2項の役員の業務を補佐するほか、会長の特命する事項をつかさどる。
- 4 監事は、本会の会計、資産、及び業務の状況を監査するものとする。監事は他の役員を兼ねてはならないが、役員会において意見を述べることができる。

（役員の任期）

第11条 役員の任期は、通常総会の翌日から次の通常総会の日までとする。ただし、再選を妨げない。

- 2 役員は、その任期満了の日以前に退会したときは、その資格を失う。
- 3 前項により欠員を生じた場合には、会長は第7条第1項の規定にかかわらず、役員の推薦する会員の中から役員会の決議により任命するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

（班および班長）

第12条 本会には、役員会の定めるところにより、おおむね20～30世帯をもって班を設け、班長、副班長を各1名置くことができる。

- 2 班長は、班の業務を総括し、班を代表し、副班長は班長の業務を補佐するものとする。
- 3 班長、副班長の任期は、1ヶ年とし、輪番制によるを例とする。実施は平成30年度からとする。

（ブロック及び部の設置）

第13条 本会には、第3条に定める事業の推進又は実施のため、複数のブロック及び部を置くことができるものとし、その設置及び運営については、役員会の定めるところによる。

（報酬及び手当等）

第14条 役員及び班長、副班長は無報酬とする。ただし、会務により出張した場合には、交通費等の実費を支給することができる。

- 2 交通費等の額及び支給方法は、役員会の定めるところによる。

第4章 会議

（会議）

第15条 本会には、次の各号に掲げる会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 役員会

- 2 役員会の定めるところにより、必要に応じて班長会・地区会・部会・委員会等の会議を設けることができる。

（総会の種類及び開催）

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は会員をもって構成する。
- 3 通常総会は、毎会計年度終了後おおむね2ヶ月以内に開催するものとする。
- 4 臨時総会は、必要に応じ、次号の一に該当する場合開催する。
 - (1) 会長、又は役員会が必要と認めたとき。
 - (2) 全会員の五分之一以上から会議の目的を示して請求があったとき。
 - (3) 監事から開催の請求があったとき。
- 5 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 6 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

（総会の招集及び成立）

第17条 総会は、会長が招集するものとし、総会の日程・場所、議題、その他必要な事項を開催日の1週間前までに書面をもって全会員に通知するものとする。

- 2 会長は、前条第4項第2号及び第3号による開催の請求があったときには、その請求からおおむね

み春野自治会 会則

会則

(平成29年5月12日改定)

- 1ヶ月以内に臨時総会を開催する。
- 3 総会は、全会員の過半数の出席（委任通知書によるものを含む。）をもって成立する。

（総会に付議する事項）

- 第18条 総会に付議する事項は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 役員の選任又は解任。ただし、第9条第2項に規定するものを除く。
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定。
 - (3) 事業報告及び収支決算の承認。
 - (4) 本会則の変更
 - (5) その他本会の運営に関わる基本的または重要な事項。

（総会の議決方法）

- 第19条 議決権は、会員各々に一箇を有するものとしその行使は、総会に出席する他の会員に委任することができる。
- 2 前条の総会の決議は、出席会員（委任通知書によるものを含む。）の議決権の過半数の合意によるものとし、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、本会則の変更に関しては、別途定める。

（議事録の作成及び保管）

- 第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 召集年月日、及び開会の日時場所。
 - (2) 会員の総数及び出席者数（委任通知書によるものを含む。）。
 - (3) 開催の目的、審議事項及び議決事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録は、議長及びその会議で選任された議事録署名人が確認のうえ署名捺印し、総務担当の役員が保管し会長は会員の請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

（役員会）

- 第21条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。
- 2 役員会は、必要の都度会長が召集し、構成員の過半数の出席により成立する。議決は出席者の過半数の合意によるものとする。
- 3 次の各号に掲げる事項は、役員会の決議を要するものとする。
- (1) 総会の招集及び総会に提出する議案。
 - (2) 事業運営の具体的方法。
 - (3) 財産の保有及び管理の具体的方法。
 - (4) その他業務執行について役員会において必要と認めた事項。
- 4 役員会の議事録については、前条の規定を準用する。

第5章 資産及び会計

（会計年度）

- 第22条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（資産）

- 第23条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成するものとする。
- (1) 会費及び加入金。
 - (2) 補助金。
 - (3) 別に定める財産目録記載の資産。
 - (4) その他の収入等。
- 2 本会の資産は、役員会の定める方法により会計担当の役員が管理し、資産のうち現金は、郵便局もしくは銀行等への預貯金等安全確実な方法で保管しなければならない。
- 3 本会の資産で、本条第1項第3号に定める資産を処分及び担保に供する行為は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て行うものとする。

（事業計画及び収支予算）

- 第24条 役員会は、毎会計年度ごとに事業計画及び収支予算案を作成して通常総会に提出し、議決された収支予算に基づいて収支を管理する。
- 2 収支予算に定められた以外の収入または支出がある場合は、役員会の承認を得て会長が執行することができるものとし、至近の総会においてその旨を報告しなければならない。

（事業報告及び収支決算）

- 第25条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が監事の監査を受けた後、総会の承認をうけるものとする。

（帳簿等の保管）

- 第26条 本会は、次に掲げる帳簿等を保管し、会員の請求があったときは、これを閲覧させなければならない。
- (1) 会計帳簿（収支に関する証拠書類を含む）。

み春野自治会 会則

会則

(平成29年5月12日改定)

(2) 財産目録及び什器備品に関する台帳。

第6章 集会所

(集会所)

- 第27条 本会は第3条に定めるところにより、本区域内の集会所の所有運営管理を行うものとする。
なお集会所用地に関しては、千葉市より借り受けることとする。
- 2 当該集会所の円滑な管理運営を図るため、別に使用規則を定める。

第7章 (住宅地) 銘板

(住宅地銘板)

- 第28条 本会は第3条に定めるところにより、本区域内の(住宅地)銘板の所有維持管理を行うものとする。

第8章 防犯灯

(防犯灯)

- 第29条 本会は第3条に定めるところにより、本区域内の防犯灯の所有維持管理を行うものとする。
但し防犯灯のうち平成29年3月に千葉市に移管された228基については電気代の負担のみを行う。

第9章 生垣

(生垣)

- 第30条 会員は自己が居住する宅地内の道路沿いに設置されている生垣の管理を行い、住宅地の良好な景観の維持に努めるものとする。
- 2 本会は第3条に定めるところにより、各会員と協力し、本区域内の各会員の宅地内道路沿いに設置されている生垣の整備を行うことができるものとする。
- 3 前項の生垣の整備を行う場合、本会は当該会員に事前に通知するものとする。

第10章 ゴミ置場

(ゴミ置場)

- 第31条 本会は第3条に定めるところにより、ゴミ置場の所有維持管理を行うものとする。各会員は、本会が定めるゴミ置場を千葉市が定める回収方法に沿って利用し、利用しているゴミ置場の清掃を当番制にて行うものとする。

第11章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

- 第32条 本会則の変更は、総会において総会員(委任状通知書によるものを含む)の4分の3以上の議決を得、かつ市長の認可を受けなければ変更することが出来ない。

(解散)

- 第33条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

- 第34条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第12章 雑則

(雑則)

- 第35条 この規約の施行に関して、必要な事項については、役員会にて定める細則によるものとする。

み春野自治会 会則

会則

(平成29年5月12日改定)

付則

(発効)

第1条 この会則は、平成13年4月1日から施行する。

2 本会発足当初の会計年度は、第20条の規定にかかわらず、発足の日から平成14年3月31日までとする。

(会則の見直し等)

第2条 本会は地方自治法第260条の2にもとづく地縁による団体として、法人格の取得を目指しており、その時点で会則の見直しを行うものとする。

付則 (平成16年4月11日 第4回通常総会第6号議案)

この自治会会則は平成十六年四月十一日から施行する

(慶弔)

第3条 会員と同居している家族及び親族等が死亡した場合は、香典として3千円を支出するものとする。
なお、会員はすみやかに所属する班の班長もしくは副班長に連絡するものとする。会員から連絡を受けた班長もしくは副班長はすみやかに自治会の班担当役員に連絡するものとする。また、会員の承諾を受けた場合には、集会所の掲示板及び自治会ホームページに訃報を掲載するものとする。

付則 (平成17年4月10日 第5回通常総会第4号議案)

この自治会会則は平成十七年四月十日から施行する

付則 (平成18年4月16日 第6回通常総会第4号議案)

この自治会会則は平成十八年四月十六日から施行する

付則 (平成19年4月15日 第7回通常総会第4号議案)

この自治会会則は平成十九年四月十五日から施行する

付則 (平成21年4月12日 第9回通常総会第6号議案)

(ふるさと夏祭り)

第4条 本会は会員相互の親睦交流を深め、子どもたちの思い出づくりを目的として、毎年、み春野ふるさと夏祭り(以下「夏祭り」という)を開催する。

2 付則第4条で定めるもの以外の事柄については、実行委員会を設置して定めるものとする。

3 開催日は原則8月第4週の土曜日とする。荒天の際は翌日曜日に順延する。

4 実行委員会のメンバーは、自治会役員、サークル代表、その他出店関係者、役員経験者、その他ボランティア等の自治会員で構成する。

5 夏祭りに関わる会計については一般会計とは別立てで収支を管理する。
この場合には、同会計からの仮払金で特別会計口を設置する事とし、夏祭り終了後に精算の上、一般会計に組み入れる。

6 (出店)

出店は、自治会出店、サークル出店、自由出店(個人・グループ)とし、外部業者および会員以外の出店は認めないものとする。ただし、近隣にまたがるサークル・団体で、本会員が多数参加している場合はこの限りではない。ただし、政治団体や宗教活動を専らにする団体・グループの出店は認めない。また、未成年者のグループ・団体については保護者の管理監督下にある場合に限り認め、この場合は管理監督者たる保護者会員を届け出責任者とする。なお、自由出店は出店者の善管注意義務の下に運営する。自由出店をした者の責めに帰すべき事由により、事故・損害等が発生した場合には、一切の責めを負わない。

7 (自治会出店)

自治会出店は、担当役員の下で班長・副班長が運営の主体となり会員の協力を得て実行する。将来的にはブロック単位での運営を検討する。

8 (出店品目)

全ての出店品目について、重複を避けるために実行委員会で調整するものとする。

9 (出展料)

自由出店については、実行委員会が定める出店料を納めるものとする。

10 (盆踊り)

夏祭りの行事の中心として夏祭りの象徴としての「み春野音頭」をはじめとした盆踊りを行う。

11 (その他の催し物)

その他の催し物(花火、出し・御輿、太鼓大会など)については、実行委員会で之を決定する。

この自治会会則は平成二十一年四月十二日から施行する

付則 (平成29年4月16日 第17回通常総会第6号議案)

この自治会会則は平成二十九年四月十六日から施行する。

み春野自治会 会則

会則

(平成29年5月12日改定)

＜み春野自治会 会費・加入金＞

(平成22年4月18日改定)

(1) 会費及び一般会計

- ・第4条(会員)・第19条(議決権)の定めに拘らず会費は世帯毎とすることが出来るものとし、金額その他については毎年度の通常総会にて決定する。
- ・上記会費を第3条に定める活動内容、及び、集会所・(住宅地)銘板・防犯灯・ゴミ置き場の運営維持管理に関する費用の一部に充当するものであり、第24条・第25条に定められた通りに収支予算及び決算をするが「一般会計」として之を行う。
- ・会費は原則として4月から9月までの6ヶ月分を5月末までに、10月から翌年の3月までの6ヶ月分を10月末までに納入することとする。
なお、途中入会者は入会の翌月から残りの月数分を入会の翌月末までに納入することとする。

(2) 加入金

- ・一世帯55000円とする。加入金は入会時に支払うものとする。
ただし、転出者から家屋を取得した居住世帯または賃貸住宅居住世帯の場合で転出譲渡した会員または賃主が賛助会員として自治会加入金を支払い済の場合、免除されるものとする。
- ・同左
- ・上記加入金は集会所・(住宅地)銘板・防犯灯・ゴミ置き場の運営維持管理に関する費用の一部に充当するが、第3条に定める活動内容の費用の一部に充当することも出来るものとする。
第24条・第25条に定められた通りに収支予算及び決算をするが「加入金会計」として之を行うが、本会計の取崩し出金については通常総会または臨時総会において出席会員(委任通知書によるものを含む)の議決権の過半数の合意によるものとし、賛否同数の場合には議長の決するところによる。ただし巨大な天災地変(大地震・大噴火・大風水災等)により地域復興が急がれると判断される場合には役員会にて決議するものとする。この場合には速やかに会員に広報等により報告するとともにその後の臨時総会または通常総会にて事後承認を得るものとする。

【加入金運用ガイドライン】

- (1) 加入金の管理・運用は安全性を最優先とし元本保証ある定期預金等により運用する。
- (2) 一金融機関に定期預金等の一般預金として預入する限度は預金保険制度にて保護される元本100万円を限度とするように分散化する。それ以外については全額保護される決済用普通預金(無利息特約付)にて預入する。